

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730142

研究課題名(和文) 治安部門改革における外部関与と制度変化

研究課題名(英文) A research on insitutional change in security sector reform

研究代表者

安藤 友香(安藤友香)(Ando, Yuka)

大阪大学・国際公共政策研究科・研究員

研究者番号：90610254

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)： 治安部門改革(Security Sector Reform: SSR)とは、紛争後社会において人々が安心して暮らせるような社会を築くために、治安維持に関わる諸組織の能力・体質を改善したり強化することを意味する支援概念である。本研究では、国際的な合意に基づき一定の外部関与のもと、紛争後地域において実施される治安部門改革が、外部関与される国の制度の展開にいかなる影響をもたらすのか、理論と実証の両面から明らかにすることを目的とする。特に東ティモールと Kosovo における警察制度の展開プロセスを、外部関与との関連から明らかとした。

研究成果の概要(英文)： Security Sector Reform (SSR) is a critical concept that aims to develop a secure environment by improving or strengthening the capacity and quality of various security institutions in post-conflict societies. This study analyzed an impact of institutional changes in external-driven SSR that is conducted in the post-conflict peace building through the theoretical and empirical analysis. The study especially reviewed a process of institutional developments, which has been clarified in this research by referring to case studies of police systems in Timor-Leste and Kosovo.

研究分野：社会科学

キーワード：平和構築 制度変化 SSR 治安部門改革

1. 研究開始当初の背景

治安部門改革 (Security Sector Reform: SSR) とは、人々が安心して暮らせる社会を築くために治安維持にかかわる諸組織 (警察、軍、裁判所など) の能力・体質を改善することを意味し、国際援助機関等を中心に発展してきた支援概念である。特に 2000 年以降、紛争を終結させ、永続的な平和を実現するためには、紛争後に当事国が外部アクターの一定の協力のもとで実施する SSR の成功が必要不可欠との認識が広く共有されるようになった。

しかしながら、実際には SSR の成功例を見つけることは困難であり、東ティモールやハイチなどで観察されたように、紛争後に治安制度を新たに構築したものの、それら制度が上手く機能せずに治安の悪化が顕著となった事例も多い。そのため、SSR を扱うこれまでの研究においては、主に SSR が失敗する要因を様々な角度から解明するための熱心な議論が続けられてきた。例えば従来の研究は、SSR の失敗について主に国際的なアクターや国際環境などの外的な要因を重視する研究と、当事国の政治的・経済的・文化的環境など内的な要因を重視する研究などが存在する。

他方で、SSR が新規に治安制度を構築すること、あるいは既存の制度を改革するという性質を有するということは、制度変化の過程を探る必要性を示している。しかしながら、紛争後の治安部門の制度変化について、外部アクターによる一定程度の介入という特殊性をふまえながら、理論面・実証面の両方について十分に分析した研究は数少ないと言えよう。

本研究者は、平和構築における治安制度改革を題材とし、様々なアクターが相互作用する制度変化のメカニズムを特定することは、実証的分析への新しいモデルを提示することを可能とし、さらに現代の国際政治において重要な関心事である、平和構築、開発、治安の確立といった紛争当事国および国際社会の抱える深刻な課題の核心に一層接近することを可能にすると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、紛争後社会の治安制度構築において当事国以外の外部アクター (国際機関、地域機関、第三国等) による関与が制度の展開にいかなる影響をもたらすのかを理論と実証の両面から明らかにすることを目的とする。

特に本研究では、紛争後社会の警察組織・制度を取り扱いながら、国際的な合意に基づき、一定程度の外部関与のもとで紛争後地域において実施される SSR が、外部関与される国の警察制度の展開や秩序の形成にいか

なる影響をもたらすのかということについて、制度発展のプロセスのダイナミズムを考察することを通じて、明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、第一に制度変化分析を用いて、紛争後社会において一定の外部関与のもとでの警察制度の生成と発展がいかなるメカニズムで進行していくのかということについて、理論の面から研究を行った。さらに、既存の研究を援用した分析枠組みを新たに構築した。具体的には、まず、制度変化に関連する幅広い理論研究の総合的なサーベイを実施し、従来の学説等を分析した上で、本研究の分析枠組みを新たに設置することにした。

本研究では時間的な制約から、警察制度構築の事例として、コソボと東ティモールの 2 例にのみを主に取り扱うこととしたが、当然のことながら、それぞれの事例によって、その政治的環境や特徴・課題が大きく異なるため、より多くの事例の詳細を細かく検証していくことが、普遍的な理論を構築する上で必要不可欠であると考えられる。そのため、本研究では、コソボと東ティモールの事例を主に検証すると同時に、紛争後に何らかの外部の関与のもとで治安制度の構築が実施された他の 11 件の事例についても概観することで、より普遍的な仮説をたて、分析枠組みが補強されるようにした。

(2) 第二に、作成した本分析枠組みを用いて、実証研究 (事例検証) を行った。具体的には、国際社会による暫定的な統治を経験した東ティモールとコソボにおける警察制度の展開過程を本研究では主な事例として取扱い、両事例における警察制度の生成と展開における国際政治のレベルと、国内政治のレベルの相互作用を明らかにする中で、治安制度構築を実施する際の外部関与と制度変化をめぐるダイナミズムを把握することに努めた。

また、実証研究に関しては、東ティモール・コソボともにその制度展開は現在も進行中の事例でもあるため、実務家・関係者などへの聞き取り調査などを実施して、可能な限り最新の情報や動向を入手するように努める一方で、理論研究に関しても、本研究と幅広く関連する分野の研究者らとの意見交換の実施を通じて、理論の補強や精度を高めることに努めた。

4. 研究成果

(1) 平成 24 年度の研究成果

紛争後地域において一定の外部関与の下で実施される治安部門改革が、制度の展開にいかなる影響をもたらすのかを解明するという本研究の目的に照らし合わせて、研究プロジェクトの初年度にあたる平成24年度は、制度変化やSSRに関する理論研究の文献のサーベイを中心に行い、国内外の図書、学术论文、情報（インターネット資料等を含む）を収集し、これまで蓄積されてきた同分野の学説の分析や整理等を行った。その結果、本研究の大まかな分析枠組みの試案を作成した。具体的には、治安制度の変化を動的に説明するために、いくつかの既存研究を本研究における基本的な文献として位置付け、それらの分析枠組みの一部を援用しつつ、アクター間の相互作用のプロセスを分析することが可能となる本研究のための分析枠組みを新たに構築した。

また、実証研究の部分については、主に東ティモールの事例検証に取り組んだ。東ティモールで国連の暫定統治の時代から、国連と東ティモール政府を中心にして実施された警察制度構築の過程を、外部関与と現地社会のオーナーシップという観点から分析し、一つの論文としてまとめて発表した。

東ティモールの警察制度構築については、2006年の騒乱の前後でSSR自体の概念の浸透の度合いや、制度構築をめぐる戦略などの点において差異が存在することを改めて確認しながら、現地社会の持続的な治安の確保のためには、国際社会を巻き込んだ形の中・長期的な支援を受けることが必要となることを指摘した。これらの東ティモールの事例における特徴を踏まえた上で、警察制度の構築をめぐるオーナーシップと外部関与のせめぎ合いの過程と制度の変化の連動性を示した。

(2) 平成25年度・平成26年度の研究成果

平成25年度は、前年度までの研究（制度変化に関連する先行研究の整理、分析枠組みの設置、東ティモールの警察制度構築をめぐる事例検証など）を踏まえ、主に実証面での研究に取り組んだ。前年度に引き続き、東ティモールの事例検証を進めるとともに、特にコソボにおける警察制度の生成と展開の過程について事例検証を行った結果、東ティモールの事例との共通点と相違点が見出された。

さらに最終年度にあたる平成26年度には、これまで研究を踏まえながら、本研究にとっていくつかの貴重な洞察を導き出すことが可能となった。

第一に、理論面としては、紛争後社会における外部関与のもとでの警察制度構築の歴史的な変遷について再考する作業を行うことにより、歴史的な考察を述べた。第二に、本研究で取り扱った東ティモールとコソボ

等の事例検証を主にふまえながら、外部関与と紛争後社会の警察制度の生成と展開の関連性について論じることを通じて、外部関与が紛争後社会の制度変化に与えるインパクトを体系的に明らかにした。

具体的には、本研究では、第一に、外部関与のもとでの警察制度構築の歴史について、治安制度構築に対するさまざまな外部関与の形態および、紛争後の警察制度構築の展開の形態を分類化することを通じて、紛争後社会における警察制度の生成と展開のプロセスについて再考した。このことは、現代の紛争後社会におけるSSRの困難性や課題を改めて浮かび上がらせるとともに、外部アクターが一定程度関与する警察制度構築の現代的な意義と特殊性について示すことにつながった。さらに、SSRで実施される警察制度構築と同様の特徴が、長期的な視点で国際政治の歴史を紐解いて見た場合においても、確認されることを明らかにした。

そして、第二に、本研究は主に東ティモールとコソボの事例を国際・国内・地域のレベルから詳細に検討することで、外部関与と紛争後社会の警察制度の展開プロセスの連動性について明らかにした。

すなわち、本研究プロジェクトでは、上記記述したように、紛争後社会の警察制度構築をめぐる、外部関与と制度変化との間に生じる、国際・国内・地域といった多層的なレベルにおける多様な連動的な関係性を明らかにしたという点で、国際政治学・国際関係論の中でも特に平和構築研究および制度研究の分野において、学術的な貢献を果たすことが可能となったと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

(図書)(計2件)

伊藤 孝之監修、広瀬 佳一・湯浅 剛編、吉田書店、平和構築へのアプローチ：ユーラシア紛争研究の最前線、2013年、pp.261-278(安藤 友香、東ティモール警察改革における外部関与とオーナーシップ)

上杉 勇司・藤重 博美・吉崎 知典編、国際書院、平和構築における治安部門構築、2012年、pp.143-160(安藤 友香、第7章 東ティモール)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安藤 友香 (ANDO, Yuka)

大阪大学大学院国際公共政策研究科・研究

員

研究者番号：90610254